

教職員定数法改正による「30 人以下学級実現」のための意見書

子どもたちが教育を受ける権利は憲法で保障されており、負荷なく勉強できるような環境を整えていくことが大事である。

昨今、経済格差の拡大等により、就学援助児童の増加、子どもたちの学力格差の広がりなど、教育現場の状況は多くの課題が浮き彫りになっている。

学校現場では個々に応じた極め細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められているが、現在の 1 学級 40 名の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因でもある。

国は新教職員定数改善計画で、8 年間で小学 1 年生から中学 3 年生まで「35 人学級」、小学校 1、2 年生で「30 人学級」の少人数定数をうちだし、今年 4 月から「1 年生 35 人学級」がスタートしています。さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和された。それにともない 46 道府県ではなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されている。

沖縄県においても、小学校 1、2 年生において、状況が合えば「30 人以下学級」が適用されている。しかし、地方の財政状況では、これ以上の推進は厳しいものがある。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへ最善の教育環境を与える必要がある。そのためにも「30 人以下学級」の実現は急がれる課題といえる。

よって、那覇市議会は、教職員定数法の改正による「30 人以下学級」の早期実現を、国の責任で行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）12 月 1 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、沖縄及び北方対策担当大臣